

指 示

平成23年3月12日〇時〇分

福島県知事 殿
大熊町長 殿
双葉町長 殿
浪江町長 殿
富岡町長 殿

内閣総理大臣

東京電力（株）福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

現在のところ、発電所の排気筒モニタ及び敷地周辺のモニタリングポストの指示値に異常はなく、放射性物質による外部への影響は確認されていない。

したがって、緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等（以下「区域内の居住者等」という。）は、現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はないが、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意するとともに、現地対策本部長から新たな指示が出された場合には、その指示に従うことが必要である。

区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。